



# SESERAGI—MISHIMA ROTARY CLUB WEEKLY REPORT

クラブ  
週報

2023～2024年度 RI会長 ゴードンR.マッキナリー  
RIテーマ 世界に希望を生み出そう

クラブテーマ「芽生えた双葉を育て、希望の花を咲かせよう！」

会長 岡良森 幹事 篠木喜世

## 第1552回例会 2024.1.19(金)曇

司会：鈴木俊也君

ロータリーソング「我等の生業」 指揮：高村勝則君

事務所 三島市泉町9-8 1F南  
TEL.055-976-6351 FAX.055-976-6352

<http://www.seseragi-mishima-rc.gr.jp>

せせらぎ三島ロータリークラブ

検索

例会場 呉竹

TEL.055-975-3210  
毎週金曜日 第1・第3 夜間例会

### 会長挨拶

会長 岡良森君



改めまして皆さんおめでとうございます。先週の合同新年会に多くの会員の皆様にご参加いただきありがとうございました。折り返しをして残り6か月ですがよろしくお願ひ申し上げます。

本日はこの後入会式が予定されています。宮澤君、共に頑張りましょう。

いよいよ来月にはIMが行われます。準備が佳境に入りますがそれぞれのご担当での活躍の程よろしくお願ひします。また、35周年事業の「地球のステージ」につきましても年末までに三島市及び函南町の教育委員会から後援をいただき、一部マスコミからの後援もいただく形でチラシの作成に取り掛かっております。4月に新六年生となる児童およびその父兄様を中心に招待し、その他教育関係や一般の方にもお声掛けすることで盛り上げていきたいと考えております。

新年早々、信じられないような出来事が連発しました。私の母方の実家も七尾で被災しました。悲しいばかりです。羽田では映画でしか観ることのできないような惨状でした。海外での紛争・戦争等も一向に先が見えてきません。無気力感に襲われそうな日々が続いております。こんな時こそ私たちロータリーアンは、現地に思いをはせることが重要だと考えております。

今週は、三島市が取り組んで言う、「ウェルビーイング宣言」について勉強会に参加してきました。心と体の健康・挑戦・感謝・なんとかなる・ありのまま等のキーワードを軸に地域に自分ができることを推進していく活動です。いつか別の機会に皆さんにご紹介したいと思ひます。

本日の「乗り鉄」ネタは、微妙ですが、お正月らしく「夢の寝台特急」です。

約10年前に運行を開始したJR九州の「ななつ星」は当時

話題になりましたのでご存じの方も多しと思ひます。今日はそのブームに乗って2017年にJR西日本がデビューさせた「トワイライトエクスプレス瑞風」について紹介したいと思ひます。JR西日本では、大阪～札幌間を先代のトワイライトエクスプレスが運行していました。この瑞風は、周遊型寝台特急として、山陽地区・山陰地区を中心に運行されております。概ね季節毎に運行スケジュールやイベント内容が発表されます。兎に角ゴージャスの一言に尽きます。概ね34名の乗客を7両編成の特別使用の車両となっており、最高ランクは、一両丸ごと一組の乗客使用で、大きなお風呂も備えてあります。京都駅や下関駅では、専用のラウンジの用意もあります。このご時世ですが、少しばかり夢をみてはいかかでしょうか

ようこそせせらぎ三島  
ロータリークラブへ

成田美幸さん(服部君のゲスト)

### おめでとう

- 会員誕生日 1月7日 山口辰哉君  
1月15日 三輪暁生君
- 入会記念日 1月5日 山本良一君  
1月8日 篠木喜世君  
1月10日 高村勝則君  
1月20日 杉山寿美子君

### 出席報告

	出席総数	出席率	マークアップ	修正出席率
前々回	29/35	82.85%	29/35	82.85%
今回	33/37	89.20%	会員総数	39名

欠席者 あなたが見えなくて残念でした。

石井君、伊丹君、土屋(巧)君、野村君

(\*出席免除会員の欠席者 遠藤君 片野君)



皆さん、今年の4月1日から相続登記が義務化されるということをご存知でしょうか。現在、制度の開始に向けて、官庁や司法書士会が連携し各所で周知啓発のための活動をおこなっていますので、見聞きしたことのある方は多いかと思えます。具体的には行政窓口や金融機関の窓口にも、『ウキツネ』という狐のマスコットが置かれて相続登記の義務化などのお知らせパンフレットを配布しています。

さて、「相続登記が義務化されます」と聞いて、皆さんはどのように感じられましたでしょうか。「相続登記ってなに？」と返されることはほぼ無いのですが、「今までは義務じゃなかったの？」「なんで義務化されるの？誰が得するの？」なんて事はよく言われます。実は、相続登記というか、不動産登記（権利の登記）自体、これまで義務では無かったのです。ところが、明治19年に不動産登記制度が始まって以来約140年経った今、日本の土地の約24%（九州全土相当！）が、「所有者不明土地」になってしまいました。これでは、不動産登記制度そのものの信頼性、存在意義が揺らいでしまいます。このまま状況が悪化すれば、不動産登記制度存続の危機です。登記で生活の糧を得る司法書士が路頭に迷ってしまいます！こんな事になってしまった原因、つまり登記簿を見ても所有者が判らない理由としては、62%が相続登記の未了、34%が住所・氏名変更登記の未了との事です。

そんな訳で、これから「所有者不明土地」の問題を解決・予防していくという施策のうちの一つが、相続登記の義務化という訳です。

それでは、実際に義務化されると、どんな事になるのか簡単にお話していきます。

一番大きな話題となるのは、「罰則が科される」という点です。具体的には「10万円以下の過料」です。会社を経営されている方の中には、役員変更登記をやっていなかったら法務局から催促の通知が来て、その後、裁判所から過料の通知が来たなんて話を聞いたことがあるかも知れません。罰則までの流れはこの制度に近いと思います。どのような流れかという点、◎ 登記官（法務局）が義務違反（相続登記の未了）を把握した場合、違反者に登記をするよう催告書を送付。◎ 催告書に記載された期限内に登記がされない場合、登記官は裁判所に申請義務違反を通知。◎ 通知を受けた裁判所において、違反要件や態様を調査し、過料を科すか否かの判断をおこなう。といった流れになります。とはいえ、◎ の「登記官が相続登記の未了を知った」というのが容易では無いという問題があります。立法の段階では、同じ人が所有していた不動産のうち、一部の不動産のみ相続登記の申請がなされた時のような場合を想定しているようですが... 現場の公務員の方々も大変ですね。

また、過料が科される要件としては、◎ 相続人が不動産を相続（遺贈を含む）で取得したことを知った日から3年以内、◎ 遺産分割で不動産を取得した場合は、遺産分割成立の日から3年以内 のどちらかに正当な理由なく相続登記を申

請しない場合、義務違反となります。「相続人が、自身が不動産を相続したことを知った日」として、何か難しい言い回しに感じますが、「自分が相続人であることを知る」パターンとしては、面識のない共同相続人からのお知らせや、固定資産税の未納が続いている不動産について市町が相続人調査をして納税の要請をして来るパターンがあります。子どもの無い夫婦の間で相続が発生すると、このようなパターンが始まる場合が多いですが、遺言書を作っておくことで容易に回避できる事例でもあります。相続人不明土地問題を回避するためにも遺言を活用しようというお話もありますが、遺言のお話はまたの機会に。

さておき、いま述べた「相続登記ができない正当な理由」というのも気になります。正当な理由と認められれば過料は免れる訳ですからね。正当な理由として認められる場合としては、◎ 相続人の数が極めて多数に上り、かつ、戸籍の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要する場合。◎ 遺言の有効性や遺産の範囲について、相続人の中で争いがある場合。◎ 相続登記の義務を負う者自身が重病などの場合。◎ 登記義務を負う者がDV被害者保護法により避難している場合（住所氏名を公示することで危険が生じる）。◎ 登記義務を負う者が経済的に困窮している場合（相続登記するお金が無い）。が挙げられています。私が関わった案件で、現時点で相続登記をしていない事例の殆どは、これらのどれかに当てはまっていますけれども。

それはそれとして、ここで相続人申告登記という制度についても触れておきます。施行日は義務化が開始する令和6年4月1日です。これは、早期に遺産分割を成立させることが困難な場合に、登記されている所有者が死亡した旨と、申請人がその相続人の一部であることを申し出て登記しておく制度です。あくまで、登記義務違反を回避するために便宜おこなわれる登記ですので、この申請をもって所有権を主張できるものではない事、また、登記されるのは、申請人のみである事、遺産分割成立後にこの制度を利用する事はできない等、注意が必要です。具体的な手続きの方法などはこれから公表されてくるそうですが、提出する書類はかなり簡潔に済ませられるようです。しかし、個人情報の扱いについて敏感な昨今、自分の物にするか分からない不動産、もしくは「要らない不動産」のために、自分の住所と氏名を率先して公示する選択をする人がどの程度いるのか未知数な部分もありますので、今後の動向を注意深く興味深く見ていきたいと思えます。

相続登記の義務化のお話についてはこれぐらいにしておきたいと思いますが、最後に注意事項として、施行日である令和6年4月1日より前に起きた相続についても、この制度に対象になります。施行日前の相続については、令和9年3月31日までに登記をすることが求められます。また、住所変更や氏名が変更されたことの登記も、2026年4月1日から義務化されます。

もう一つ、所有者不明土地問題に対処する制度として紹介したいのが、「相続土地国庫帰属制度」です。こちらの制度は、令和5年4月27日から運用が開始されています。

先ほど、相続登記がなされない正当な理由を幾つか挙げましたが、相続登記が出来ない正当な理由に含まれない、だけど相続登記を放置している理由として上位にランクインするのが、「こんな土地いらないよ！」問題があります。皆さんも見聞きしたことがあるかも知れません。亡くなった親・祖父祖母の名前の山林や田畑があるけど、今はだれも使っていないし、そもそも山林なんて、どこからどこまでがウチの山か分からないし... そんなものの為に司法書士にお金を払って登記をするのはもったいない。相続登記が義務じゃないならばこの傾向

は顕著であるかと思えます。そこで、相続登記を促進するために導入されたのが、相続土地国庫帰属制度です。「相続したけど要らない土地があったら、国が引き取りますよ。だから相続登記してくださいね！」という理屈です。これは画期的！是非活用したい！という方もいらっしゃると思えますので、制度の概要を紹介していきます。

まず、この制度を利用できるのは、「相続(または相続人に対する遺贈)により土地を取得した人」です。売買や贈与など、自ら積極的に土地の所有者となった人は使えません。また、対象の土地の共有持分を相続した人がいる場合は、他の共有者と共同でこの制度を利用する事ができます。

次に、対象となる土地です。次に掲げる土地は、制度の利用ができません。◎ 建物が建っている土地。◎ 担保権や使用収益権が設定されている土地。◎ 通路など他人の利用が予定されている土地。◎ 土壌汚染されている土地。◎ 境界が明らかでない土地、その他所有権の帰属又は範囲について争いがある土地。◎ 崖がある土地のうち、管理に過大な費用又は労力がかかる土地。◎ 土地の管理・処分を阻害する工作物、車両又は森林などの有体物が地上にある土地。◎ 土地の管理・処分の為に、除去しなければならない有体物が地下にある土地。◎ 隣接する土地の所有者などと訴訟によらなければ管理・処分ができない土地。◎ その他、管理・処分に当たって過分の費用又は労力がかかる土地... いっぱいありますね。国に聞きたいことが沢山出てきました。ご興味のある方は、法務省のホームページにQ&Aが掲載されていますので、ご覧になってみてください。「崖とは、勾配が30度以上で高さが5メートル以上の崖であって、崩落の危険性がある場合」など、具体例が紹介されています。

ここまで聞いて、私は思いました。◎ から◎ の要件をクリアしている土地ならば、普通に売れるんじゃないかと。

お金の事も大事な要素ですね。「相続した土地、国は幾らで引き取ってくれるのか」を紹介します。端的に言えば、原則20万円です。ただし、市街化区域内又は用途地域内、農用地区域内などは、面積に応じて計算した金額を、「負担金」として納める必要があります。

え、買い取ってくれるんじゃないのかい。とはこの法律を成立させるための国会審議中に発言した某国会議員の弁です。そうです。相続土地国庫帰属制度とは、要らない土地を、お金を払って国に引き取ってもらう制度なのです。国が買い取ってくれるかと思っているかとも居ますので、制度の周知は大事なことです。負担金の計算については、法務省のホームページで紹介されていますが、例として、市街化区域内の宅地50㎡の場合の負担金は411,500円。既に原則の倍以上ですね。原則とは... ちなみに市街化区域内250㎡の農地は510,500円。森林750㎡の場合は254,250円の計算になります。結構お金も掛かるこの制度、あんまり使い勝手は良くないのでは？と言われがちですが、「不動産を手放すことができる」という道筋を創り出した点は画期的な制度です。

ところで、これまでは「困った不動産を買い取ります」というチラシを入れてきていた東京の不動産屋さんが、「相続した土地、国庫帰属制度利用よりも安く引き取ります」のチラシも入れてくるようになりました。国庫帰属制度が利用できる、とすれば売り物になりそうな土地を、お金をもらって引き取り、それを売却して収益を上げる。社会情勢にいち早く対応して商売に繋げる機動力に感嘆しました。

ここでは紹介できなかった、新しい制度はまだあります。相続手続きでの事でお困りごと・相談事がありましたら、お近くの司法書士にご相談ください。無料相談会も度々開催されていますので、是非ご利用ください。



## スマイルボックス

山本良一君:本年もよろしくお願ひいたします。岡年度後半も楽しく頑張ってください。

中山和雄君:こんばんは。今年もよろしくお願ひします。今日はゴルフに久し振りに行って来ました。スコアは49,51でした。

仲原実圭君:宮澤君、入会おめでとうございます。ようこそせせらぎ三島ロータリークラブへ。

藤川智徳君:今年初のホーム例会ですね。皆様、本年も宜しくお願ひ致します。宮澤友一君、入会おめでとうございます。

大川泰君:皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願ひ致します。宮澤君、入会おめでとうございます。美幸ちゃんもゲスト参加おめでとうございます。

杉橋聡君:本日、はじめての卓話です。お聞き苦しいところは平にご容赦ください。

加藤貴康君:今週月曜日に初めて伊勢神宮に行って参りました。巨木に囲まれた景色は壮大でした。これに関係あるのか不明ですが、久し振りに今日のゴルフで100を切りましたのでスマイルします。

渡邊仁也君:ロータリーに入会して半年が経ちました。

石井司人君:早退させてもらいます。

## 委員会報告

IMについて

米山晴敏ガバナー補佐

皆さんこんばんわ。

宮沢さん、この後の入会式を楽しみにしています。一緒にロータリーを楽しみましょう。また、成田さん、JC卒業おめでとうございます。JCでの活動の経験をこのせせらぎ三島で発揮して下さい。成田さんが目指す子供達の力になりたい機会がここにはあります。成田さんの入会を心からお待ちしています。

昨年5月から来月の2月25日のIMのために、加藤さんを先頭に、IM実行委員会の皆さんが協議や準備をして頂きました。あと1ヶ月は全会員のお力をお借りして進めて頂きたいと思ひます。

今回のIMでは75%を超えるロータリアンの皆さんが参加申し込みをしてくれました。

「三島にせせらぎ三島に飯を食いに行こう」と各クラブの会長が声掛けをしてくれたおかげです。

当日は混雑が予想されますが、伊豆半島のロータリーは一つ、を実現するために、皆さんのお力をそして、ご協力をお願いします。

## 入会おめでとう



宮澤 友一君

生年月日:昭和53年8月3日  
職業分類:造園業  
事業所:(有)ミヤ企画



## 今日の料理



## ROTARY NEWS

RI会長エレクトが2024-25年度会長テーマを発表  
国際ロータリーのステファニー・アーチック会長エレクトは、2024-25年度会長テーマ「ロータリーのマジック」(The Magic of Rotary)を発表し、多くの人びとを救うロータリーの力を認識してこれをさらに広げるよう呼びかけました。「誤解しないでください。私たちは魔法の杖を振って呪文を唱えるだけでポリオを根絶したり、世界に平和をもたらしたりするわけではありません。1月8日、ロータリー国際協議会でアーチック会長エレクトは次期地区ガバナーにこう語りました。「それは皆さん次第です。プロジェクトを終えるたび、寄付するたび、新会員を迎えるたびに、皆さんはマジック(魔法)を生み出すのです」

マクマリー・ロータリークラブ(米国ペンシルバニア州)の会員であるアーチック会長エレクトは、ドミニカ共和国で浄水器の設置活動に携わったときにロータリーのマジックを目にしました。そのとき、汚い水がフィルターに入り、反対側から透明な水が出てくるのを、二人の少年が見ていました。「少年の一人が私の袖をつかんで、『もう一度魔法を見せて』と言ったのです」とアーチック氏。「もちろん、その浄水器が魔法なのではありません。浄水器を輸送し、設置し、現地のリーダーと協力してメンテナンスを行うために、私たちは懸命に活動しました。安全な水を簡単に入手できれば自分たちの人生が変わるといふことを、少年たちは知っていました。私が少しでもその力になれたと知ったことで、私の人生も変わったのです」アーチック氏は、ロータリーの行動計画を推進し、継続と変化のバランスを取り、平和のために活動するよう会員に促しました。2025年には「分断された世界を癒す」をテーマに会長主催平和会議を開催する予定となっています。ロータリーには、平和センターのネットワークを通じて平和を促進してきた長い歴史があると、アーチック氏は述べました。世界各地の名門大学に拠点を置く平和センターは、現在140カ国以上で活躍する約1,800人の平和フェローを育ててきました。トルコのイスタンブールにあるバーチェシヘル大学に設置される最新の平和センターでは、2025年に第1期フェローが学業を開始します。「ロータリー平和フェローシップは、紛争を終わらせ、予防するきっかけとなる平和・開発の専門家を世界各地で育成するために、20年以上前に始まりました」とアーチック氏。「この会議は、ロータリーの平和活動に焦点を当て、ともに学ぶ機会となります」アーチック氏はさらに、ポリオ根絶へのコミットメントについても繰り返し触れ、ポリオプラス・ソサエティへの参加や、各地区でのソサエティの創設など、ポリオ根絶のために全力を尽くすよう次期ガバナーに求めました。「地元の議員や政府のリーダーに連絡し、ポリオが現在も脅威であることを伝えて、ポリオ根絶への支援を呼びかけてください。ポリオは今も私たちの最優先事項であり、最大限のコミットメントが必要とされます。成すべき重要な仕事はまだ多くあります」また、継続と変化のバランスを取ることの必要性も強調し、どちらもロータリー行動計画の原動力であると述べました。「この計画は、ロータリーの最善のアイデアを捨てるのではなく、それを土台として築いていくもの」とアーチック氏。「私たちは、バランスを取るという難題に直面しています。自分たちを変えつつも、自分たちの真の姿に忠実であり続けなければなりません」さらに、クラブでの体験を会員にとって魅力的なものとするために必要な対策を取るよう、ガバナーに求めました。「これは、皆さんの地区でのやり方を変えることを意味するかもしれません。地区が過去50年間に同じ方法で物事を行ってきたのであれば、おそらくそれを見直す時が来ているでしょう。地区内のクラブが活発に活動していない場合、または会員が減っている場合、地域社会にもっと合った新クラブを結成する時が来ているのかもしれません。クラブや地区が長年変わっていないからといって、誰も変化を望んでいないわけではありません」アーチック氏は、好ましい変化をもたらす一つの方法は、クラブで多様性、公平さ、インクルージョン(DEI)の原則を取り入れることであると述べました。「行動志向の次世代の人たちをオープンな心で迎えていただけることを願っています。たとえ、地元クラブの典型的な会員とは異なるタイプの人であっても」とアーチック氏。「DEIを受け入れれば、共通の目的のために結束しやすくなります。ともに献身し、力を注げば、ロータリーは最も効果的で時代に即した存在になることができます」